

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、**「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!**

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールか画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

■クーリング・オフの手続きの手順(ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ●訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等) ●特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等) ●電話勧誘販売 ●訪問購入(いわゆる訪問買取) <p style="text-align: center; font-size: 2em;">8日間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等) ●連鎖販売取引(マルチ商法) <p style="text-align: center; font-size: 2em;">20日間</p>
---	--

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。
クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター(日曜、祝日、年末年始は休み)



県庁昭和庁舎1階 ☎027-223-3001
 ○月～金曜：9時～16時30分(電話、来所)※来所相談は予約制
 ○土曜：9時～12時/13時～16時30分(電話のみ)

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ●前橋市消費生活センター ☎027-898-1755 | ●安中市消費生活センター ☎027-382-2228 |
| ●高崎市消費生活センター ☎027-327-5155 | ●みどり市消費生活センター ☎0277-76-0987 |
| ●桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112 | ●甘楽町消費生活センター ☎0274-74-3306 |
| ●伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300 | ●玉村町消費生活センター ☎0270-20-4020 |
| ●太田市消費生活センター ☎0276-30-2220 | ●板倉町消費生活センター ☎0276-82-7830 |
| ●沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500 | ●明和町消費生活センター ☎0276-84-3299 |
| ●館林市消費生活センター ☎0276-72-9002 | ●大泉町消費生活センター ☎0276-63-3511 |
| ●渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325 | ●邑楽町消費生活センター ☎0276-47-5047 |
| ●藤岡市消費生活センター ☎0274-20-1133 | ●吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166 |
| ●富岡市消費生活センター ☎0274-63-6066 | |

このリーフレットについてのお問い合わせ ●群馬県消費生活課 ☎027-226-2281 令和5年12月作成

「この話、いいかも!」と思ったあなた、いいカモです。



関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



悪質商法かなと思ったら、すぐ相談!

消費者ホットライン ☎188
 お近くの消費生活相談窓口につながります

群馬県消費生活センター <https://www.pref.gunma.jp/page/8392.html>



ウマイ話には裏があるかも…!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

■マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

■美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



ちゃんと確認して!

カモにならないために…

- 「今日決めるなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

■アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

■定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



契約前によく考えて!

カモにならないために…

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容を**最終確認画面**でよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。
- 通信販売はクーリング・オフができない。